

京都府章及び京都府旗取扱要領

平成7年11月

広報課

(平成19年1月一部改正)

(平成23年5月一部改正)

(平成26年3月一部改正)

1 基本方針

京都府章（以下「府章」という。）及び京都府旗（以下「府旗」という。）は、京都府を象徴し、府民のシンボルとなるものであるから、その取扱いに当たっては、品位の保持に努め、府民が誇りと親しみをもって接することができるよう配慮しなければならない。

2 使用の基準

府章又は府旗を使用する場合は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 品位を損なわないようにすること。
- (2) 公共の利益に反しない限り、府民の自由な使用を妨げないようにすること。

3 府旗の掲揚

府旗は、次に掲げる場合のほか広範に活用するものとする。

- (1) 京都府庁及び同地方機関並びに京都府が管理・運営を委託する施設にあつては、常時掲揚する。
- (2) 京都府主催の式典、会議、文化行事、スポーツ行事その他の各種催しを開催するとき。
- (3) 京都府を代表して各種催しに参加するとき。

4 府章の使用

- (1) 府章使用の申出があつた場合には、別添様式1により、使用の目的、期間等を記載した届出書の提出を求めるものとする。

- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を認めないものとする。
- ア 使用の目的及び手段が公共の福祉及び府民の利益に反するおそれのあるとき。
 - イ 府章の使用が、営利活動又は政治活動を助長するおそれのあるとき。
 - ウ 府章を自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用するとき。
 - エ 京都府若しくはその関係機関と誤認され、その結果、京都府又は府民に不利益が生じるおそれのあるとき。
 - オ 使用者が京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等であるとき。
 - カ その他府章を使用することが不相当と認められるとき。
- (4) 届出書の提出があった場合は、速やかにその内容を検討し、その制作、使用手段又は使用の目的について不相当と認めるときは、使用の中止を求め、又は使用の目的若しくは手段についての改善を指導するものとする。
- (5) 府章の使用に際し、使用承認申請の内容に虚偽のある場合、使用承認条件に違反して使用した場合、府若しくは府民の利益を損なうに至った場合又はそのおそれのある場合は、承認を取り消し、これを回復又は防止するための必要な措置を講じるものとする。なお、回収等にかかる経費は使用者の負担とする。
- (6) 府は、当該承認案件にかかる損失の補償等一切の責任を負わない。

5 府旗の使用

- (1) 府旗借用の申出があった場合には、別添様式 2 により、使用の目的、期間等を記載した申込書の提出を求めるものとする。
- (2) 申込書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、貸与する事が適当と認められるときは、別添様式 3 により申込者あて通知するものとする。
- (3) 審査に当たっては、4 の（2）及び（3）の規定を準用する。